

東京 e スポーツフェスタ企画選定委員会設置要領

制定 令和6年5月21日
一部改正 令和7年4月23日

(設置目的)

第1 東京 e スポーツフェスタ（以下、「フェスタ」という。）の運営を委託する事業者の選定については企画提案方式とし、応募事業者からの企画提案を審議し、委託事業者候補を選定するため、東京 e スポーツフェスタ実行委員会設置要綱第9条に基づき、東京 e スポーツフェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に東京 e スポーツフェスタ企画選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 選定委員会は、次に掲げる事項について所掌する

- (1) フェスタの企画提案について審査すること
- (2) フェスタ運営の委託業者候補を選定し、実行委員会に報告すること
- (3) 選定委員会の運営に関すること

(組織)

第3 選定委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、実行委員会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表のとおりとする。
- 4 委員長は必要に応じて、前項に定める者以外の者を委員として追加指名することができる。

(委員長)

第4 委員長は、選定委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、東京都産業労働局商工部海外販路開拓担当課長がその職務を代行する。

(定足数)

第5 選定委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(代理出席)

第6 第3条第3項に定める委員が出席できない場合は、委任状（別紙1）により代理人をたてることができる。

(選定方法)

第7 選定委員会における企画提案の審査については、次に掲げる方法により評価及び審査を行い、運営を委託する業者の候補を選定する。

- (1) 別紙2に定める審査基準に基づき、委員が審査する。
- (2) 審査に基づき、総得点による順位付けを行う。
- (3) 順位付けの結果を踏まえ、審議を行い、運営を委託する事業者の候補を選定する。
- (4) 審議により候補とする事業者が決定しなかった場合は、委員長の判断により決定す

る。

(選定委員会の事務)

第8 選定委員会の事務は、実行委員会事務局で処理する。

(謝金)

第9 委員会の出席者（行政関係職員を除く。）に対して、1時間あたり13,700円（交通費・消費税込）の謝金を支払う。なお、所要時間が30分単位となる場合は、1時間単価の2分の1の金額とする。

(その他)

第10 本要領に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和6年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月23日から施行する。

別表（第3関係）

東京eスポーツフェスタ企画選定委員会 委員

	役職名
委員長	東京都産業労働局商工部長 (東京eスポーツフェスタ実行委員会事務局長)
委員	東京都産業労働局商工部 海外販路開拓担当課長 (東京eスポーツフェスタ実行委員会事務局次長)
	外部有識者 2名以上 (官公庁、関係団体等)

委任状

（令和〇年度東京eスポーツフェスタ企画選定委員会）

（代理人）

団体・職名 _____

氏名 _____

上記のものを代理人と定め、審査を委任します。

年 月 日

（委任者）

団体・職名 _____

氏名 _____ 印

別紙2（第7関係）

東京eスポーツフェスタ企画選定委員会 審査基準

○ 評価項目

評 価 項 目		配点					小計
1 基本計画							25
	業務理解	2	4	6	8	10	
	運営体制・スケジュール	3	6	9	12	15	
2 広報展開・情報発信							20
	広報計画・広報施策	2	4	6	8	10	
	HP・SNS等の管理運営・効果的な活用	2	4	6	8	10	
3 競技大会の企画内容							20
	競技種目・参加者の選定	2	4	6	8	10	
	競技方法・スケジュール設定	2	4	6	8	10	
4 関連産業展示会の企画内容							20
	出展者募集の手法	2	4	6	8	10	
	出展事業者への支援	2	4	6	8	10	
5 eスポーツ及び関連技術等体験・学習企画							10
	上記、企画内容	2	4	6	8	10	
6 eスポーツの普及促進、関連産業の振興につながる効果的な取組み							10
	上記、企画内容	2	4	6	8	10	
7 eスポーツゲームタイトルの開発・普及等に係る支援							10
	上記、企画内容	2	4	6	8	10	
8 全体運営・その他							15
	上記、企画内容	3	6	9	12	15	
合 計							130